

青年部会臨時運営規定

本規定は、当青年部会規則並びに諸規定に定めるところに係わらず、令和2年度の当青年部会運営に関する原則を定める。

第1条 ちっご祭を当青年部会の全体事業と位置づけし、全員の参加を目指し、親睦を深めることを目的とする。

第2条 副専務理事は専務理事を補佐する。また事務局員と連携して会費の流れを把握しスムーズに運営する。

附則

本規定は、令和2年4月1日より実施し、令和2年3月31日までとする。